



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

767	平成15年和歌山県告示第1118号(口頭により開示請求をすることができる個人情報)の一部改正	(総務学事課).....	1
768	平成26年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(税務課).....	2
769	一般競争入札による落札者の決定	(環境管理課).....	4
770	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	4
771	生活保護法による指定介護機関の再開	(福祉保健総務課).....	5
772	社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	(長寿社会課).....	5
773	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	6
774	指定障害福祉サービス事業者の廃止	( " ).....	6
775	"	( " ).....	7
776	指定障害福祉サービス事業者の指定	( " ).....	7
777	指定自立支援医療機関の指定	( " ).....	7
778	"	( " ).....	7
779	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	8
780	道路の供用開始	(道路保全課).....	8
781	道路の区域変更	( " ).....	8
782	道路の供用開始	( " ).....	9
783	道路の区域変更	( " ).....	9
784	道路の供用開始	( " ).....	10

### ○ 公安委員会告示

16	駐車監視員資格者講習の実施	.....	10
----	---------------	-------	----

### ○ 警察本部告示

1	DNA型鑑定システム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	.....	11
---	---------------------------------------	-------	----

### ○ 公告

	入札公告	(警察本部).....	14
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	16

### ○ 正誤

	平成26年4月14日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第43号中	.....	17
	平成26年4月19日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第45号中	.....	17
	平成26年4月21日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第46号中	.....	18
	平成26年5月5日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第57号中	.....	18

## 告 示

### 和歌山県告示第767号

平成15年和歌山県告示第1118号(口頭により開示請求をすることができる個人情報)の一部を次のように

改正する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表中

「

和歌山県立高等看護学院入学試験 (推薦入試・一般入試)	総合得点	最終合格発表の日から1月間	和歌山県立高等看護学院
--------------------------------	------	---------------	-------------

」

を

「

和歌山県立高等看護学院入学試験 (推薦入試・一般入試)	総合得点	推薦入試は合格発表の翌日から1月間、一般入試は最終合格発表の日から1月間	和歌山県立高等看護学院
--------------------------------	------	--------------------------------------	-------------

」

に改める。

**和歌山県告示第768号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成26年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成26年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から平成27年3月31日（火）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成26年6月13日（金）現在において、次の要件をいづれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 入札公告日から過去5年の間に、当該一般競争入札に付する業務と同種の契約実績を有する者であること。

- (8) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条に規定する法務大臣の許可を受け、かつ、同法第12条ただし書に規定する法務大臣の承認を受けている者であること。
- (9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第3項に規定する探偵業者であること。
- (10) 全国的な規模で支店又は支社を有する者であること。

### 3 一般競争入札資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、資格審査申請時点で現に有効な和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、次のイ、ウ、オ、カ、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 発行後3か月を経過していない登記事項証明書

ウ 印鑑証明書

エ 使用印鑑届

オ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の写し）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）全税目

キ 役員等に関する調書

ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ケ 誓約書

コ 2の（7）に規定する契約実績を証する書類の写しとその業務内容の分かる仕様書等の資料

サ 2の（8）から（10）までの事実を確認できる書類の写し

- (2) (1) のア、エ、キ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成26年6月13日（金）から同月30日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成26年6月25日（水）午後5時30分までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対して書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

### 4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

- (1) 平成26年6月13日（金）から同月30日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- (2) 郵送により一般競争入札資格審査申請書類を提出する場合は、書留郵便で平成26年6月30日（金）午後1時まで、和歌山県総務部総務管理局税務課へ必着させること。

### 5 一般競争入札資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2183

ファクシミリ番号 073-423-1192

電子メールアドレス e0105001@pref.wakayama.lg.jp

## 6 一般競争入札資格審査の結果の通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成26年7月3日（木）までに郵送により送付する。

## 7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

**和歌山県告示第769号**

和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム移行及び運用管理業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム移行及び運用管理業務 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

## 3 落札者を決定した日

平成26年5月15日

## 4 落札者の氏名及び住所

株式会社サイバーリンクス  
和歌山市紀三井寺849番地の3

## 5 落札金額

43,200,000円（うち消費税及び地方消費税3,200,000円）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例政令第6条の公告を行った日

平成26年4月4日

**和歌山県告示第770号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年7月28日まで縦覧に供する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年5月26日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山こどもの広場

3 代表者の氏名

橋口千代子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市美園町五丁目9番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもや大人に対して、支援・交流の事業を行い、親と子が共に成長していく過程で、夢と創造性、豊かな感受性、自主性を育み、心身ともにたくましい成長を願って、文化環境の充実に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第771号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から再開の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	再開年月日
株式会社城之内デイサービス	橋本市野236-2	城之内デイサービス	橋本市野236-2	通所介護・介護予防通所介護	平成26.5.1

和歌山県告示第772号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	実施する特定行為の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	登録年月日
301000073	特別養護老人ホームみどりが丘ホーム	和歌山市和佐中213番の1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人みどり会	和歌山市和佐中213番の1	平成26.4.1
301000074	特別養護老人ホームみどりが丘ホーム（短期入所生活介護）	和歌山市和佐中213番の1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人みどり会	和歌山市和佐中213番の1	平成26.4.1
301000075	ビンセント療護園（生活介護）	和歌山市今福3丁目5番41号	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人愛徳園	和歌山市今福3丁目5番41号	平成26.5.1
301000076	ビンセント療護園（短期入所）	和歌山市今福3丁目5番41号	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引	社会福祉法人愛徳園	和歌山市今福3丁目5番41号	平成26.5.1

			胃ろう又は腸ろうによる経管栄養			
30100007	特別養護老人ホームハートケア万笑	有田郡有田川町大字奥1026番地1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人昭仁会双苑	有田郡有田川町大字奥222番地の1	平成26.5.1
30100007	特別養護老人ホームハートケア万笑ショートステイサービスセンター	有田郡有田川町大字奥1026番地1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人昭仁会双苑	有田郡有田川町大字奥222番地の1	平成26.5.1
30100007	特別養護老人ホーム吉備苑(ユニット型)	有田郡有田川町大字奥222番地の1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人昭仁会双苑	有田郡有田川町大字奥222番地の1	平成26.5.1
30100008	特別養護老人ホーム吉備苑ショートステイサービスセンター(ユニット型)	有田郡有田川町大字奥222番地の1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人昭仁会双苑	有田郡有田川町大字奥222番地の1	平成26.5.1
30100008	(株)マリックスホームヘルプサービスセンター	橋本市高野口町伏原1048-1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	株式会社マリックス	橋本市高野口町小田614番地	平成26.5.1
30100008	特別養護老人ホーム紀三井寺苑(ユニット型)	和歌山市紀三井寺560-2	口腔内の喀痰吸引 胃ろうによる経管栄養(チューブの接続及び注入開始を除く。)	社会福祉法人紀三福祉会	和歌山市紀三井寺560-2	平成26.4.1
30100008	特別養護老人ホームしみず園ショートステイサービスセンター	有田郡有田川町大字粟生710番地4	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人昭仁会双苑	有田郡有田川町大字奥222番地の1	平成26.6.1
30100008	地域密着型介護老人福祉施設白寿苑	日高郡日高川町大字船津1664番地	口腔内の喀痰吸引 胃ろうによる経管栄養(チューブの接続及び注入開始を除く。)	社会福祉法人敬愛会	日高郡日高川町大字船津1664番地	平成26.4.1

和歌山県告示第773号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3052500034	児童発達支援センター通園くら	東牟婁郡那智勝浦町勝浦342	保育所等訪問支援	社会福祉法人いなほ福祉会	東牟婁郡那智勝浦町中里575	平成26.6.1

和歌山県告示第774号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の

規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012300350	こすもす介護センター	新宮市新宮2232-10	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	株式会社こすもす	新宮市新宮2232-10	平成26.4.1
3011500216	それいゆ	有田市新堂97番地の1	同行援護	一心の郷株式会社	有田市新堂97番地の1	平成26.5.7

#### 和歌山県告示第775号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012410225	ヘルパーステーションでいごの郷	西牟婁郡白浜町172-9-2	同行援護	株式会社明和	西牟婁郡白浜町172-9-2	平成26.6.10

#### 和歌山県告示第776号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011610247	ヘルパーステーションゆあさ	有田郡湯浅町栖原95	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者	株式会社小春日和	和歌山市有本403-23	平成26.6.1

#### 和歌山県告示第777号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
宇都宮病院	和歌山市鳴神505-4	坂田幹樹	平成26.6.1

#### 和歌山県告示第778号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の

規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
社会福祉法人愛光園	伊都郡かつらぎ町佐野1401-2	愛光園訪問看護ステーション	平成 26. 6. 1

### 和歌山県告示第779号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第780号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市三石台一丁目5番28地先から同市小原田字佃530番4地先まで

供用開始の期日 平成26年6月16日

### 和歌山県告示第781号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市岡田字下道ノ内663番1地 先から同市岡田字下道ノ内660 番17地先まで	旧	5.99 } 9.04	88.51	
海南市岡田字下道ノ内663番1地 先から同市岡田字下道ノ内660 番1地先まで	新	11.96 } 15.00	88.09	

**和歌山県告示第782号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市岡田字下道ノ内663番1地先から同市岡田字下道ノ内660番1地先まで

供用開始の期日 平成26年6月13日

**和歌山県告示第783号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
東牟婁郡串本町上田原字地藏前 1465番1地先から同町上田原字 秀田1416番2地先まで	旧	5.91 } 10.02	57.63	秀田橋 L=10.60
同上	新	5.91 } 10.02	57.63	秀田橋 L=10.60

同上	新	5.03 } 11.83	54.14	仮橋	L=24.10
----	---	--------------------	-------	----	---------

## 和歌山県告示第784号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 長井古座線

供用開始の区間 東牟婁郡串本町上田原字地藏前1465番1地先から同町上田原字秀田1416番2地先まで

供用開始の期日 平成26年6月13日

## 公安委員会告示

## 和歌山県公安委員会告示第16号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

平成26年6月13日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

## 1 駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所及び受講定員

## (1) 実施日時

講 習 1 日 目	平成26年7月23日（水）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
講 習 2 日 目	平成26年7月24日（木）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
修 了 考 査	平成26年7月31日（木）午前9時30分から午前10時30分まで （受付時間 午前9時から午前9時20分まで）

## (2) 実施場所

## ア 講習（1日目及び2日目）

和歌山市手平二丁目1番2号

和歌山ビッグ愛 5階504会議室

## イ 修了考査

和歌山市手平二丁目1番2号

和歌山ビッグ愛 5階504会議室

## (3) 受講定員

25人

## 2 受講手続に関する事項

## (1) 申込みの方法

駐車監視員資格者講習を受講しようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を（3）に掲げる提出先を経由して和歌山県公安委員会に提出するものとす

る。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（写真（受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。以下同じ。）を貼付したものに限る。）

イ 駐車監視員資格者講習受講票（写真を貼付したものに限る。以下この項において「受講票」という。）

ウ 運転免許証、在留カード、旅券（パスポート）等申込者が本人であることを証するものの写し

## (2) 手続の流れ

ア 申込者は、申込書等を提出したのち、駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所等を記載した駐車監視員資格者講習指定書（以下「講習指定書」という。）及び駐車監視員資格者講習手数料納付書（以下「納付書」という。）を受け取ること。

イ 駐車監視員資格者講習の1日目の講習場所受付において、講習手数料の額に相当する和歌山県証紙を貼付した納付書により講習手数料を納付し、講習指定書を提出した上で受講票を受け取ること。

## (3) 申込書等の提出先

ア 申込者が和歌山県内に住所地を有する者の場合

申込者の住所地を管轄する警察署交通課

イ 申込者が和歌山県外に住所地を有する者の場合

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

## (4) 申込書等の提出時期

平成26年6月17日（火）から同年7月16日（水）までの間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く。）の午前10時から午後5時までの間

## (5) 講習手数料

ア 講習手数料の額は、20,000円とする。

イ 現金での納付は、受け付けない。

## 3 留意事項

(1) 郵送による申込みは、受け付けない。

(2) 受講定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(3) 駐車監視員資格者講習を2日間受講し、修了考査を受け、合格した者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を郵送する。

## 4 問合せ先等

(1) 問合せ先

和歌山市西1番地 交通センター内

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

電話番号 073-473-0356

(2) 駐車監視員資格者講習受講申込書、駐車監視員資格者講習受講受講票及び納付書の備付場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター及び和歌山県内の各警察署交通課

## 警察本部告示

### 和歌山県警察本部告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、DNA型鑑定システム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成26年6月13日

## 1 一般競争入札に付する業務の名称等

## (1) 調達役務の名称

DNA型鑑定システム賃貸借業務

## (2) 調達役務の仕様等

DNA型鑑定システム仕様書(以下「仕様書」という。)による。

## 2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成26年6月13日(金)において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア DNA型鑑定システム等の法医理化学機器について、保守(修理)に対応したリース又はレンタルを行った実績を有すること。

イ DNA型鑑定システム等の法医理化学機器について、予定価格の50パーセント以上の金額で保守(修理)に対応した2事業所以上でリース又はレンタルを行った実績を有すること。

- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

## (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。  
ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

サ 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

シ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

（ア）障害発生時の連絡体制図を添付すること。

（イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク、ケ、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成26年6月13日（金）から同月30日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成26年6月13日（金）から同年7月1日（火）までの間に和歌山県警察本部刑事部科学捜査研究所（以下「科学捜査研究所」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部岡崎庁舎1階 小会議室

##### (2) 日時

平成26年6月20日（金） 午後2時

#### 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成26年6月13日（金）から同年7月8日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部刑事部科学捜査研究所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部鑑識科学センター2階

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（内線544）

ファクシミリ番号 073-473-0110

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成26年7月14日（月）までに通知するものとする。

#### 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成26年7月16日（水）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答は、平成26年7月22日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 公 告

## 入 札 公 告

DNA型鑑定システム賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年6月13日

和歌山県警察本部長 下 田 隆 文

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成26年度から平成34年度まで

## (2) 調達役務の名称及び数量

DNA型鑑定システム賃貸借業務 一式

## (3) 賃貸借期間

平成26年11月1日から平成34年10月31日までの間

## (4) 調達役務の仕様等

DNA型鑑定システム仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (5) 納入場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部鑑識科学センター2階

和歌山県警察本部刑事部科学捜査研究所（以下「科学捜査研究所」という。）

## (6) 入札金額

月額で入札することとする。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成26年和歌山県警察本部告示第1号に規定するDNA型鑑定システム賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

科学捜査研究所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部鑑識科学センター2階

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（内線544）

ファクシミリ番号 073-473-0110

## (2) 期間

平成26年6月13日（金）から同月30日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

## 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

## (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の(1)に同じ。

## イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成26年6月13日（金）から同年7月1日（火）までの間に科学捜査研究所に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 5 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市西46番地の1  
和歌山県警察本部岡崎庁舎1階 小会議室

##### (2) 日時

平成26年6月20日（金）午後2時

#### 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室9

##### イ 入札日時

平成26年8月4日（月）午後1時30分

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に96を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額に96を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、科学捜査研究所の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

#### 15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

##### イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 16 Summary

- (1) Lease of DNA Profiling System

- (2) Time limit for tender:

By hand: 1:30 p.m. Monday 4 August 2014

- (3) Contact point for the notice:

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL: 073-423-0110

FAX: 073-423-0120

#### 都市計画の図書の写しの縦覧公告

海南市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2

項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年6月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 変更した内容

- (1) 下津都市計画道路 (3・6・2号鯉川線) を海南都市計画道路 (3・6・125号鯉川線) に名称変更する。
- (2) 海南都市計画公園 (2・2・101号沖野々公園) を海南都市計画公園 (2・2・101号海南市沖野々公園) に名称変更する。
- (3) 下津都市計画公園 (2・2・1号方公園) を海南都市計画公園 (2・2・102号海南市方児童公園) に名称変更する。
- (4) 下津都市計画公園 (2・2・2号新田公園) を海南都市計画公園 (2・2・103号海南市新田児童公園) に名称変更する。
- (5) 下津都市計画公園 (2・2・3号加茂郷公園) を海南都市計画公園 (2・2・104号海南市加茂郷児童公園) に名称変更する。
- (6) 海南都市計画緑地 (4号冷水緑地) を海南都市計画緑地 (1号海南市冷水緑地) に名称変更する。
- (7) 下津都市計画都市下水道 (加茂郷都市下水路) を海南都市下水道 (加茂郷都市下水路) に名称変更する。
- (8) 海南都市計画汚物処理場 (2号赤坂クリーンセンター) を海南都市計画汚物処理場 (1号赤坂クリーンセンター) に名称変更する。
- (9) 下津都市計画汚物処理場 (1号海南海草環境衛生施設組合汚泥再生処理センター) を海南都市計画汚物処理場 (2号海南海草環境衛生施設組合汚泥再生処理センター) に名称変更する。
- (10) 下津都市計画ごみ焼却場 (1号下津町塵芥焼却場) を海南都市計画ごみ焼却場 (2号海南市下津ごみ焼却場) に名称変更する。
- (11) 海南都市計画及び下津都市計画ごみ処理場 (1号紀の海広域施設組合ごみ処理場) を海南都市計画ごみ処理場 (1号紀の海広域施設組合ごみ処理場) に名称変更する。
- (12) 下津都市計画火葬場 (1号下津町斎場) を海南都市計画火葬場 (1号海南市下津斎場) に名称変更する。

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

正 誤

正 誤

平成26年4月14日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第43号中

ページ	誤	正
1	16,661人	16,662人
	204,126人	204,135人
	7,534人	7,557人

正 誤

平成26年4月19日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第45号中

ページ	誤	正

1	16,659人	16,660人
	204,115人	204,123人

正 誤

平成26年4月21日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第46号中

ページ	誤	正
1	16,659人	16,660人
	204,116人	204,125人

正 誤

平成26年5月5日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第57号中

ページ	誤	正
1	16,659人	16,660人
	204,115人	204,124人